

【居宅介護支援・介護予防支援事業所向け】

要介護被保険者等である患者に対する入院外の維持期・生活期の疾患別リハビリテーションに係る経過措置の終了に当たって必要な対応について

要介護認定・要支援認定を受けている患者は、外来診療において、2019年4月1日より維持期・生活期リハビリテーション料が算定できなくなり、急性増悪等により再度疾患別リハビリテーションが必要である場合等を除き、介護保険によるリハビリテーション（（介護予防）訪問リハビリテーション、（介護予防）通所リハビリテーション）へ移行することとなります。

保険医療機関から指示を受けた居宅介護支援・介護予防支援事業所においては、要介護被保険者の介護保険によるリハビリテーションへの移行等が適切に移行できるよう、居宅サービス計画等の作成や変更等の調整が必要となります。

なお、居宅サービス計画又は介護予防サービス計画の作成に当たっては、ケアマネジメントにおける一連の業務（アセスメント、原案作成、サービス担当者会議、プラン説明同意交付）が必要となりますが、介護保険によるリハビリテーションの提供に支障がある場合に限り、担当者に対する照会等により意見を求めることも可能です。

【注意事項】

Vol701のQ&Aにより、2019年9月30までに保険医療機関によるみなし指定（（介護予防）訪問リハビリテーション、（介護予防）通所リハビリテーション）があった場合は、2019年4月1日に遡り指定があったものとみなされます。

八戸市の取扱いとして、保険医療機関によるみなし指定が遡って適用された場合に限り、給付管理を修正することができることとしますが、経緯等を支援経過に記録してください。

※参考 介護保険最新情報.vol700、701